

京都市告示第556号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年2月4日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
上板橋通	伏見区桃山町永井久太郎63番地の1地先から 同区桃山町正宗1番地の3地先まで	旧	メートル 4.00	メートル 8.20 ~ 9.50
		新	4.00	8.20 ~ 9.50
伊達街道	伏見区桃山町永井久太郎49番地の2地先内	旧	25.00	6.50 ~ 27.80
		新	25.00	6.60 ~ 28.30

(建設局土木管理部道路明示課)